

4月1日から

浄化槽の法定検査(11条検査)に新方式導入

4月1日から浄化槽の法定検査(11条検査)のうち、外観検査項目を重点化し、次の検査が追加になります。また、検査料金も下の表のとおり改定されます。

追加される検査 BOD検査…浄化槽の機能が的確に発揮されているかを把握するため

法定検査(11条検査)

		料金(円)				
人 槽		20人以下	21~100人	101~300人	301~500人	501人以上
新 料 金	単 独 浄 化 槽	3,800	8,000	15,000	17,000	24,000
	合併処理浄化槽					
現行料金	単 独 浄 化 槽	5,000	8,000	15,000	17,000	24,000
	合併処理浄化槽		9,500	17,000	18,500	26,000

維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにする施設ですので、定期的な維持管理が必要です。具体的には、浄化槽法で次のことが義務付けられています。

- ① 微生物の管理や付属機器の点検（保守点検：家庭用 年3~4回）
- ② 槽内に溜まった汚泥の引き抜き（清掃：年1回以上）
- ③ 浄化槽が正常に機能しているかを総合的に判断するための検査（法定検査：年1回）

浄化槽法の改正

浄化槽法が改正され（平成18年2月1日施行）、浄化槽からの放流水の水質基準や、浄化槽の使用を廃止した場合の使用廃止届の提出が定められるとともに、法定検査を受検しない場合の罰則規定が定められました。

浄化槽の維持管理が不十分な場合、悪臭の発生、汚れた水の流出につながり、川や海の汚濁の原因となります。浄化槽の維持管理を確実にいき、一人ひとりの力できれいな川や海を守りましょう。

■ 浄化槽法定検査の申し込み先：(社)三重県水質保全協会 ☎059-226-0010

☎三重県桑名農政環境事務所 環境室環境課 ☎24-3624 / ☎北勢庁舎 生活環境課 ☎72-3946

めざましいなべ通!!

いなべ
検定入門
7

なつかしの歳時記 3月(ひな祭り)

3月の声を聞くと、いなべ地方は一気に春の陽気が漂い、春風がさわやかに感じられます。3月3日は昔からひな祭り「桃の節句」と呼ばれ、娘を持つ家庭ではお雛さんを飾り、美しく成長して、幸福な人生に恵まれるようにと、古くから日本に伝わる伝統行事です。最近、この雛飾りを多くの人に見てもらおうと、北勢町阿下喜で、『おひなさんめぐり』(2/13~3/3)が企画されるなど、地域の活性化に一役買っているようです。新旧さまざまなお雛さんを見ることができるこのイベント、これからも続けてほしいものです。



手作りしほり博物館(北勢町)所有

情報提供者：
ふるさと・いなべ市の語り部 伊藤 忠さん 藤井樹巳さん

☎員弁庁舎 広報情報課 ☎74-5819 ☎74-5822